

|| サンプル事務所

NEWS LETTER

熱中症がもっとも心配な季節です。今年もまだまだマスクの着用が求められ、マスク熱中症にも注意が必要ですので、お気を付けてください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special feature

来年1月から印刷保存が不可になる メール添付の請求書データ

- ◆いよいよ相続登記が義務化に
- ◆労働時間管理を行う上での注意点
- ◆新型コロナが中小企業に与えた影響

来年1月から印刷保存が不可になるメール添付の請求書データ

帳簿や請求書等を電子的に保存する際の手続きが、令和3年度税制改正により抜本的に見直されました。この見直しにより利用しやすくなった一方で、**電子データで授受した請求書等の紙保存が、所得税や法人税において認められなくなります。**

電子帳簿保存法とは

(1) 電子帳簿保存法とは

帳簿書類は、原則、紙での保存が各税法において義務付けられています。

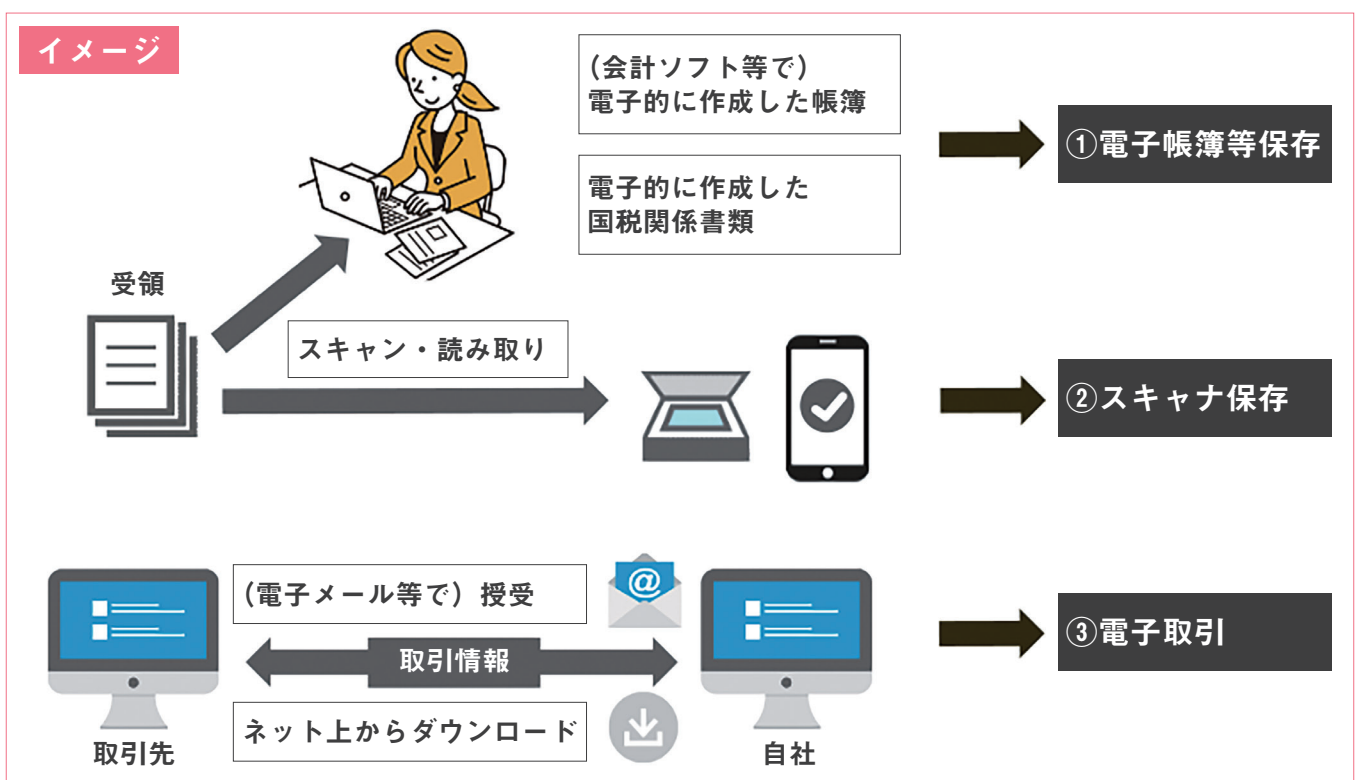
ただし、一定の要件を満たした場合には、紙での保存ではなく、電子データとして保存（以下、電子保存）することができます。この電子保存などについて定めた法律を、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下、電子帳簿保存法）」といいます。

(2) 3つの区分

電子帳簿保存法で定められている電子保存は、大きく次の3つに分かれています。

区分	概要
①電子帳簿等保存	会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿や電子的に作成した書類を データのまま保存
②スキャナ保存	受領又は作成した 紙の書類を画像データ化して保存
③電子取引	授受した 取引情報のデータをデータで保存

それぞれのイメージは下図の通りです。



参考: 国税庁HP「電子帳簿保存法が改正されました(令和3年5月)」<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

令和3年度税制改正

令和3年度税制改正により見直された電子帳簿保存に関する改正は、次の通りです。

(1) 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②最低限の要件を満たせば電子保存が可能	複式簿記による記録であれば、最低限の要件を満たすことで、電子保存をすることが可能に
③優良な電子帳簿であればペナルティが軽減	従来とほぼ同様の保存要件を満たしている「優良な電子帳簿」に該当し、かつ、一定の届出書を提出しているときは、 <ul style="list-style-type: none"> 過少申告加算税5%軽減 65万円の青色申告特別控除の適用が可能

(2) スキャナ保存

スキャナ保存に関する改正項目は、主に次の4つです。

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に 受領者等の自署が不要に 検索要件の緩和 一定のクラウド等を利用することでタイムスタンプが不要に

③要件の廃止	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等の適正事務処理要件が廃止（スキャン後即原本廃棄が可能に）
④不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%加重

(3) 電子取引

電子取引に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
①要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に 検索要件の緩和* <small>(※)基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合で一定の要件に該当するときは検索要件すべて不要</small>
②書面印刷による代替保存の廃止	所得税や法人税において電子取引の取引情報を紙に印刷して保存する代替制度が廃止（消費税は引き続き可能）
③不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%加重

(4) 施行日

いずれの改正も原則、2022年1月1日施行となっています。

今回の改正で、実務に最も影響が大きいと考えられるのは、上記(3)②です。たとえば、電子メールで請求書データを受け取り、それを紙に印刷して保存されている事業者にとっては、来年1月から所得税や法人税において認められなくなります。ご注意ください。

参考:

国税庁 HP 「電子帳簿保存法が改正されました (令和3年5月)」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

財務省 HP 「令和3年度税制改正」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21/index.htm

いよいよ相続登記が義務化に

2021年4月の法改正により、これまで義務ではなかった相続登記が義務化されることとなりました。この義務化は、法律公布（2021年4月28日公布）後、3年以内にスタートします。具体的な日は、今後の政令公布を待つこととなります。

相続登記とは

相続登記とは、土地や建物などの不動産を所有されている方がお亡くなりになったときに、その方（お亡くなりになった方のことを法律上「被相続人」といいます。以下、被相続人）の**不動産の名義をその不動産を相続した人の名義に変更する手続き**をいいます。

相続登記の義務化

(1) 相続登記をしなくても許される現状

現状、相続登記は法律上義務付けられていません。そのため相続が発生しても相続登記をせず、それを繰り返すことでいつの間にか所有者が分からなくなった、という所有者不明の不動産が発生したことで次の弊害が生じ、社会問題化しました。

- ① 不動産の管理が放置され、環境が悪化
- ② 不動産の売買取引において所有者を特定するために時間と費用が必要
- ③ 固定資産税の適正な課税ができない

(2) 多方面での改正

上記③は、すでに令和2年度税制改正により、固定資産税は「所有者」に対して課税することとなり、この「所有者」である登記名義人が死亡したことで現在の「所有者」が分からないときには相続人が「所有者」として、相続人すら

不明な場合にはその不動産を使用している者を「所有者」とみなして、固定資産税が課されることになりました。

そして今般の法改正では、所有者不明の不動産が発生しない仕組みづくりとして、**相続登記が義務化**されることになりました。

相続登記の申請者と期限とペナルティ

(1) 申請者と期限

相続登記の申請者と期限は次の通りです。

申請者：

不動産を相続[※]により取得した者（原則）

期限：

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**

(※)相続人に対する遺贈も含む。

(2) ペナルティ

正当な理由なく相続登記の申請を怠ったときは、**10万円以下の過料**に処されます。

なお、相続登記の義務化と同時に、手続きを簡易にできる「相続人申告登記（仮称）」や、不動産の登記情報を登記官が証明することで被相続人名義の不動産が容易に把握できる「所有不動産記録証明制度（仮称）」の新設が予定されています。

この他、相続登記に関しては、登録免許税の免税措置が2022年3月31日まで設けられています。

労働時間管理を行う上での注意点

昨年11月に実施された「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果が公表されました。この実施結果から、労働時間管理を行う上で注意すべき事項を確認します。

主な違反内容

このキャンペーンは、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して監督指導が実施されたものです。

今回、重点監督の対象となった9,120事業場のうち、6,553事業場（全体の71.9%）で労働基準関係法令の違反がありました。主な法違反は、「違法な時間外労働があったもの」が2,807事業場（全体の30.8%）、「過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの」が1,829事業場（全体の20.1%）、「賃金不払残業があったもの」が478事業場（全体の5.2%）となりました。

この中で、一番違反の多かった労働時間について、典型的な違反内容は次の通りです。

1. 労働基準法第32条

- 時間外労働を行う場合、事業場単位で時間外・休日労働に関する協定（36協定）を締結していない。
- 過半数代表者の選出が適正に行われていない等で、36協定が無効である。
- 時間外労働を行う場合、36協定で定める限度時間の範囲を超えて時間外労働をさせている。
- 36協定で定める手続きを行わず、特別条項に基づく時間外労働をさせている。

2. 労働基準法第36条第6項

- 時間外労働の上限規制を守っていない。

労働時間の適正な把握

今回の9,120事業場のうち、1,528事業場（全体の16.8%）に対して、労働時間の把握が不適正であるため、労働時間適正把握ガイドラインに適合するように指導が行われています。指導事項で多かった上位2つは、「始業・終業時刻の確認・記録」と自己申告制による場合の「実態調査の実施」となっています。

「始業・終業時刻の確認・記録」では、労働時間を適正に把握するため、会社は従業員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することが求められています。

また、自己申告制による場合の「実態調査の実施」では、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かを、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行う必要があります。また、自己申告した労働時間を超えて事業場内に残っている時間について、その理由等を従業員に報告させる場合、その報告が適正に行われているかを、会社は確認する必要があります。

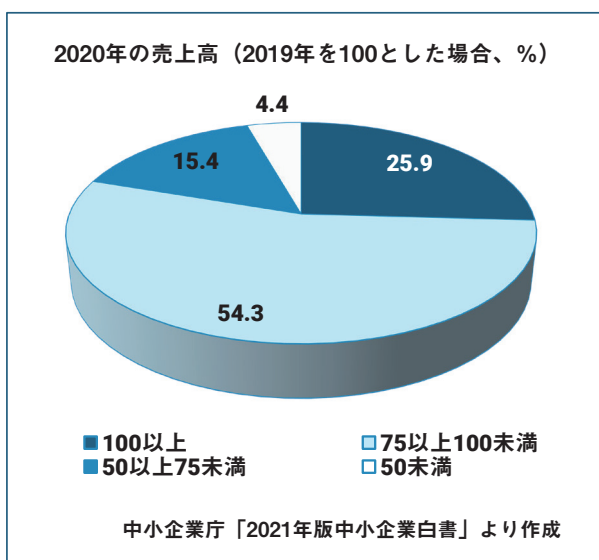
以前は、賃金不払残業の指導が主となっていましたが、近年は時間外労働の協定内容や手続きに着眼点が置かれるようになり、労働時間の把握も指導事項として多くみられます。自社の実務運用に問題がないか確認を行い、問題点は早急に改善しましょう。

新型コロナが 中小企業に与えた影響

今年4月に発表された中小企業白書（以下、白書）では、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）が中小企業に与えた影響について取り上げています。ここでは白書の中から、新型コロナが中小企業の売上高に与えた影響をみていきます。

75%程度が2019年より減少

上記白書から、調査に回答した中小企業における2019年の売上高を100とした場合の2020年の売上高をまとめると、下グラフのとおりです。



75以上100未満の割合が54.3%で最も高くなりました。100以上は25.9%となっており、全体の4分の3程度の企業では、2020年の売上高が2019年よりも減少しています。

影響の度合いは様々

業種別の結果をまとめると下表のとおりです。75以上100未満の割合が最も高い業種が多い中、宿泊業と飲食サービス業は50以上75未満の割合が、最も高くなりました。100以上の割合は、建設業とその他で30%を超えました。50未満の割合については、宿泊業が23.6%、生活関連サービス業が18.1%と二桁の割合になっているのが目立ちます。

業種によってはもちろん、同業種であっても新型コロナの影響の度合いには差がある結果となりました。

業種別2020年の売上高（2019年を100とした場合の水準、%）

	回答数	100以上	75以上100未満	50以上75未満	50未満
建設業	275	38.9	47.6	11.6	1.9
製造業	1,699	23.8	58.0	14.8	3.4
卸売業	854	27.6	62.3	8.8	1.3
小売業	966	27.1	58.9	12.0	2.0
宿泊業	263	6.0	22.1	48.3	23.6
飲食サービス業	232	12.5	33.2	44.8	9.5
生活関連サービス業	144	8.3	49.3	24.3	18.1
その他	1,192	32.9	53.1	10.6	3.4

中小企業庁「2021年版中小企業白書」より作成

※中小企業庁「2021年版中小企業白書」

ここで紹介したデータは白書182～183ページ掲載のものです。調査時点が2020年11～12月のため10～12月の売上高については見通しとなっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>

お仕事備忘録

WORK REMINDER

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

01 個人事業者の税金の納付



8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。

納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例 ・個人事業税（第1期分）
・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

02 随時改定の反映（4月昇給の場合）



随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

03 新型コロナウイルスにかかるワクチン休暇



従業員がワクチン接種を行う際、接種日が勤務日と重なったり、発熱などの副反応により就労が困難になる事態が想定されます。これに備え、従業員が特別休暇を使うことができる仕組みを導入する企業が増えています。制度の導入は任意ですが、従業員が安心してワクチン接種をできる環境を整えておくといでしょう。

04 雇用保険の継続給付にかかる添付書類の省略



従来、雇用保険の育児休業給付金や高年齢雇用継続給付金などの申請を行う際、本人確認や振込先の口座情報の確認を行うため、運転免許証や通帳の写し等を添付していました。これが8月1日以降、あらかじめマイナンバーを届け出ている場合は運転免許証が不要になり、通帳の写し等についても原則添付が不要となります。

05 健康保険の被扶養者の認定基準の明確化



厚生労働省より健康保険の被扶養者の認定基準に関する通達が発出され、夫婦ともに社会保険の被保険者である場合、年間収入の差が1割を超えていれば年間収入の多い方の被扶養者とし、1割以内であれば、届出により主として生計を維持する方の被扶養者とするなどの取扱いが明確化されました。この取扱基準は8月1日から適用されることになっており、今後、保険者から年間収入の照会が行われる可能性があります。

06 賞与所得税の納付



7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。

07 熱中症対策



今年の夏も、新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながら、熱中症の予防対策を進める必要があります。環境省と厚生労働省は、「新しい生活様式」における熱中症予防行動を呼びかけており、高温多湿の環境下でのマスクの使い方や、エアコン使用時の室内換気の方法など、注意すべきポイントがまとめられています。

お仕事カレンダー

WORK CALENDAR

今年の夏も、マスク着用や換気など、職場の感染防止対策を進めながら、熱中症にも注意する必要があります。政府が作成したガイドラインなどを参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	日	仏滅	
2	月	大安	
3	火	赤口	
4	水	先勝	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅	立秋
8	日	先勝	山の日
9	月	友引	振替休日
10	火	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分）
11	水	仏滅	
12	木	大安	
13	金	赤口	
14	土	先勝	
15	日	友引	
16	月	先負	
17	火	仏滅	
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	
21	土	友引	
22	日	先負	
23	月	仏滅	処暑
24	火	大安	
25	水	赤口	
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	
30	月	大安	防災週間（～9月5日まで）
31	火	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで